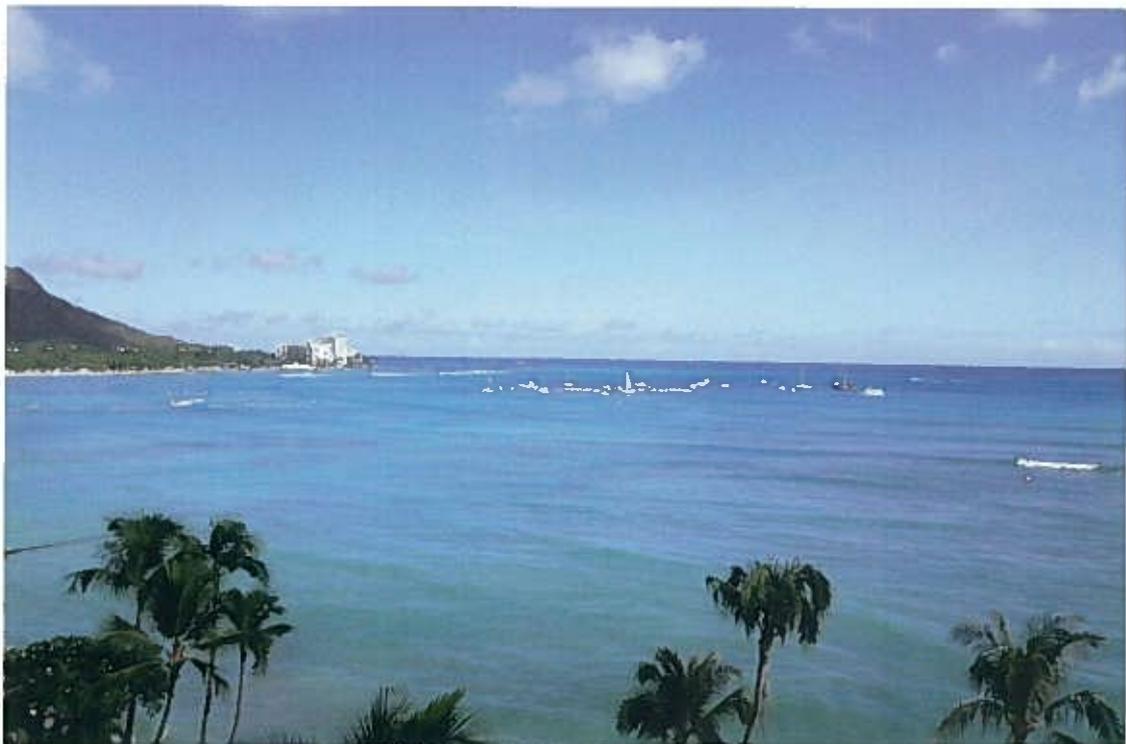


みどり通信

第154号 2008. 7. 7

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● P X 2 活用事例	P7
● 税務	P4	● これからの研修	P8
● 生命保険	P5	● あとがき	P8
● 一倉 定 経営心得	P6	● 営業カレンダー	P9



社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

7月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、7月6日のホームページ掲載のものからです。

『見えているつもりで、見えていない・・・』

先日、発注した今話題となっている小宮一慶著“ビジネスマンのための「発見力」養成講座”という本が届き、早速読んでみたところでは。

まず、セブンイレブンの看板について。

セブンイレブンのロゴが、「7-ELEVEN」となっていて最後がnで、小文字になっているのを知っている人は？という投げかけられています。セブンイレブンのロゴなんて、ほとんどの人が終始見ているはずですが、気づいていない人がほとんどのこと。

それはなぜか。理由として著者曰く。

… 人は何万回見ても、見えないものは見えない。

発見力も発想力も、基本は同じ。

他の人には見えていないものを見る力です。

より正確に言うと、“見える力”です。

その「見える力」がなければ、発見しようにも、発想しようにも、そもそも、ものは目に入りません。

見えていても見えない。

ものが見えるようになるということが、発見力を身につけるということなのです …

著者がいいたいことは、「何事も、何万回見ても、見えない人には見えない」ということ。セブン-イレブンのロゴの看板も関心を持てば見えるわけで、「この本にそう書いてあるけれど本当かな？よし見てやろう」と、“仮説”を持ったからこそだと。



著者の結論です。

「関心を持てば、ものは見えます。仮説を立てれば、ものは完全に見えます。」

この本は、この結論をスタートに、

第1章では、いかに我々が見えているようでみえていないかについて、著者の経験からの事例が、

第2章では、ものが見えるようになる条件が関心と仮説であることと、その仮説の立て方を、

第3章では、こうすればものが見えるという事例を、主にビジネスの分野での紹介、

第4章では、「見える力」、すなわち発見力を養成するための具体的方法が紹介されています。

何事も見えたり、気づいたりすると世界が広がったような気になりうれしいものです。そこから様々な発想も浮かんでくるというものです。著者がいう「見える力」をどんどん高めたいものです。

この書籍は、150ページほどのもので1時間もあれば読み終えてしまうボリュームですので、ぜひ一度ご覧いただければと思います。

この書籍は、主に仕事を深めるために、プロフェッショナルとしての「発見力」、「発想力」と同義語のものとして「ものが見える力」について書かれていますが、実はそれ以上に、人の喜びや悲しみがわかる、見えるということが、人として、非常に大切なことであることを著者は伝えています。

何事も、「関心」→「疑問」→「仮説」→「検証」の順で実行したいと思った次第です。

ところで、この本の第3章の「例えばこんなふうに見える！」という項目の中に、事例が書かれていますがそのいくつかを紹介します。

<事例①>

「社員が社内でひとりでも、“お客”と言ったら、ダメな会社です。いい会社は、社長からアルバイトまで、社内でも、会議やマニュアルでも、“お客様”と呼びます。」

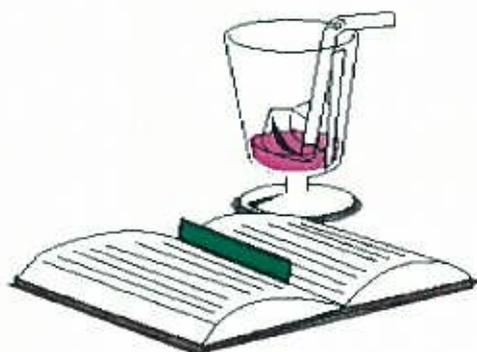
<事例②>

「お客さまからの電話に対して、担当者が“会議中です”と言って出ない会社はダメな会社です。会社の売上げは、社内の会議からではなく、お客様から生まれるものですから。」

上記はお客様よりも社内を大事にしていることの表れと紹介しています。

いろいろ気づかされた本でありました・・・。

税理士 山口 昇



税源移譲の経過措置による住民税の還付について

昨年の、国から地方への税源移譲により、住民税率と所得税率がそれぞれ変更となっています。例年と同じ所得の場合には、所得税が減った分、住民税が増加となり、税負担の合計額は基本的に変わらない、というものですが、住民税の計算が所得税の確定を受けてから行われる関係で、**一部の方については、住民税のみ負担が増えてしまっている**ケースがあります。

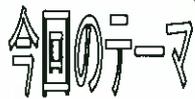
具体的には、会社を退職した等その他の理由により、平成18年に比べて平成19年の所得が大幅に減ったので所得税額が大きく減った、あるいは所得税が課されなかった等の方で、住民税が増額後の負担となってしまう、といったものですが、このような場合の経過措置として「減額申告書」を市区町村に提出することにより、増額負担となった住民税相当額についての還付を受けることが出来ます。

ただし、気をつけなければならない事は、**提出の期限が7月1日から7月31日までの1ヶ月のみ**となっています。ご本人、またはお知り合いの方で該当が考えられる場合には、期限切れにならないよう注意が必要です。

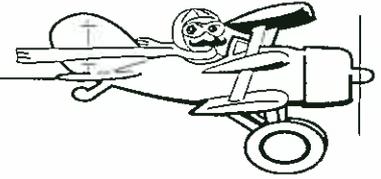
- ※ 各市区町村の広報などでも告知されているようですので、そちらも併せてご確認下さい。新潟市の場合を例にとると、対象と思われる方には6月25日付けにて、減額申告書を本人宛に発送しているようです。
- ※ 住所の移転があり、住民税が課されていた市区町村と、現在お住まいの市区町村が異なる場合には、課税されていた市区町村に申告書を提出することとなります。

詳細についてお知りになりたい方は、各市区町村税務課 又は 当事務所の各担当者までお問い合わせ下さい。

担当：西丸 保幸



事業保障資金の適正額は？



前回まで役員退職金について検証してきました。今回は事業保障資金について再確認したいと思います。こちらについては、いくらあっても有り余ることはありませんが、一般的な算出目安はどのようなものなのでしょうか？

◎事業保障資金算出の考え方

短期債務額

+

従業員の年間給与総額



短期借入金 + 買掛金 + 支払手形
1 - 当該法人の法人実行税率

保険料が損金 → 保険金は益金
債務の返済は損金・費用ではない
→ つまり、法人税支払い後の残額
から支払うこととなります。

事業保障資金は、後継者が一人前になるまでのつなぎ資金にもなります。

事業保障資金

=

事業承継資金

- 事業性保障資金は役員生存退職金と違い、資金ニーズが発生しない可能性もあります。しかし、発生した場合は企業を承継または閉鎖するいずれの場合においても必要最低限な資金であると言えます。既に、準備をされている企業が多いと思いますが、昨今の経済状況を考慮すると少しでも効率よく準備すべきと思われます。是非、今一度既契約の内容見直しをお願いいたします。

一 倉 定 の 経 営 心 得 シ リ ー ズ

その九十二

「責任範囲の明確化」自体が、
無責任社員をつくりだす。

組織論者は、責任の範囲を明らかにしないから仕事がうまく行われ
ないのだと思いきんでいる。これは全くの見間違いであって、責任の
範囲を明確にすると「それ以外のことには責任がない」とるのが人
間というものなのだ。他の部門がいくら忙しくとも、他人の仕事が
いくら忙しくとも、それは、「自分の責任の範囲外のことである」と
して、「われ関せず」ということになってしまふのである。

こうして人々は自分の部門のこと、自分の仕事だけしか考えな
くなり、会社の業績をあげようという意識などなくなってしまふ。
ましてや「お客様にサービスをする」という企業本来の役割を果
たすことなど考えてもみなくなってしまう。：会社の業績を落
とし、人々の魂を腐らせてゆくという、大きな罪悪を犯すもの
が「責任範囲明確化論」なのである。

PX2を利用されているお客様をご紹介します。

P X 2 を利用して給与処理が変わりました。

T 商店

お客様の概要

業種：廃棄物収集運搬業

- (1) 資本金：300万円
- (2) 年商：5000万円程度
- (3) 従業員数：6名（家族で経営）
- (4) 経理担当者：1名
- (5) 財務：F X 2、給与：手書き

業者が収集した鉄くずが運ばれ、その重さを量り現金を業者に払い、収集した鉄くずを得意先へ販売している企業様です。



経理担当者である奥様は給与処理に時間がかかっていました。

PX2を導入する以前	給与処理の流れ	PX2を導入した後
①給与計算 →手集計 給与支払明細書 → 手書き	毎月の給与処理	①給与計算→PX2で自動計算 給与支払明細書→PX2から出力
②賞与計算→手集計 賞与支払明細書→手書き	賞与処理	②賞与計算→PX2で自動計算 賞与支払明細書→PX2から出力
③算定基礎届(7月)→手書き 月額変更届 →手書き	社会保険関係	③算定基礎届(7月)→自動出力 月額変更届→自動出力
④年末調整(12月)→手計算 扶養控除等申告書→手書き、捺印 源泉徴収票→手書き	年末調整	④年末調整(12月)→自動計算 扶養控除等申告書→捺印のみ 源泉徴収票→自動出力
	その他	採用時、退職時のチェックリスト印刷可→ 採用時、退職時の処理におけるミスはなくなる。

7月は・・・ 算定基礎届提出月です。



毎月の給与データと賞与データを基にしているため、
簡単、且つ効率的、そして間違いなしの業務が行えます。

クリック1つで完成

お問い合わせは当事務所まで

これからの研修

掃除に学ぶ会	県立西川竹園高等学校	7月13日 (日)	8:30 ~ 12:00
金融セミナー(仮題) 中村中先生	加茂市産業センター	7月28日 (月)	14:00 ~ 16:00
新潟原点の会	三条商工会議所	9月4日 (木)	9:00 ~ 12:00



あ と が き

今春より一人暮らしを始めた長男。先日、三ヶ月間の奮闘記を聞きました。最も驚いたのは、ソファを購入したときのこと。車のない長男は、どこへ行くにも自転車。ソファを購入したときも、自転車の友人と片手でソファ、片手で自転車を運転していたそうです。(危険な運転で事故を起こさずよかった)しかし、いよいよ二人の体力も限界になり、近くのお宅に「明日、必ず取りに来るので置かせてください」。翌日、また自転車で取りに行ったところ「おまえ達、馬鹿だな」と車で運んでくださったそうです。見ず知らずの方なのに…。本当にお騒がせ者で、幸せ者の長男です。

殺伐としたとか、閉塞的など修飾されることの多い世の中ですが、まだまだ人情味あふれる温かい人がたくさんいます。そんなたくさんのやさしい人たちに支えられて生きています。私も、思いやりの気持ちを忘れないで生きていきたいと思います。

山 口 幸 子

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		



8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp